

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」の組織及び運営に関する規程

規程第 25 号

2008 年 12 月 20 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 46 条に基づいて設置された権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」委員会（以下「ぱあとなあ兵庫」という。）の組織及び運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 ぱあとなあ兵庫は兵庫県民の権利を擁護するため、成年後見活動に関する次の事業を行う。

- (1) 神戸家庭裁判所及びその支部に対する後見人等候補者の推挙及び連絡・調整に関する事業。
- (2) 名簿登録者を成年後見人等及び成年後見人等監督人として紹介する事業。
- (3) 成年後見人等の養成研修、継続研修に関する事業。
- (4) 成年後見人等及び成年後見等監督人への支援事業。
- (5) 成年後見制度に関する相談事業。
- (6) 成年後見制度に関する調査・研究及び普及活動に関する事業。
- (7) 成年後見制度に関する専門職団体、関係機関との連絡・調整に関する事業。
- (8) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業。
- (9) 未成年後見人候補者の名簿追記登録に関する事業
- (10) 未成年後見人及び未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- (11) 未成年後見人および未成年後見監督人の候補者の支援に関する事業
- (12) その他上記各号に関連する事業。

第 2 章 委 員

(委員)

第 3 条 「ぱあとなあ兵庫」の委員は、別に定める「ぱあとなあ兵庫名簿登録規程」第 4

条の「名簿登録者」とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第4条 「ばあとなあ兵庫」は、第2条に定める事業を運営するために運営委員会を設置する。

(運営委員の選任)

第5条 運営委員は第3条に定める委員の中から神戸家庭判所管内10支部（本庁、尼崎、伊丹、姫路、明石、龍野、洲本、社、柏原、豊岡）に応じた支部エリア（以下「エリア」という。）毎に運営委員会で選定する。ただし、エリア毎に選出しがたいエリアは他のエリアと合同で選定することができる。

2 運営委員の数は各エリアの名簿登録者10名に対し1名程度の割合とし、エリアに所属する委員の状況等を勘案して運営委員会で決定する。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号に定める者2名以内を運営委員とすることができる。

- (1) 法律分野の専門家。
- (2) 本会の会員で、本会会長が認める者。

(運営委員長等)

第6条 運営委員の互選により運営委員長1名、副運営委員長3名を選定する。

2 運営委員長はその就任に際し、本会理事会の承認を得なければならない。

3 運営委員長は、「ばあとなあ兵庫」を代表する。

4 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故のある時はその職務を代行する。

(エリア長)

第7条 運営委員会は、運営委員の中からエリア毎にエリア長を選任し、エリア長会議を設置する。ただし、エリア毎に選出しがたい場合は複数のエリアにつき合同で選出することができる。

(任期)

第8条 運営委員の任期は4月1日から翌年度の3月31日とし、再任することを妨げない。

2 補欠又は増員により就任した運営委員の任期は、他の運営委員の任期の残存期間と同一とする。

(運営委員会等の開催)

第9条 運営委員会は必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会における議決は、運営委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は運営委員長が決する。

3 運営委員長が必要と認めるときは、運営委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員長は必要に応じてエリア長会議を招集することができる。

第4章 業務監査等

(業務監査)

第10条 第2条に規定する事業を適正に遂行するため、名簿登録者の活動状況に対する指導・助言及びそれ以外のばあとなあ事業の監査を実施するものとする。

(業務監査委員)

第11条 前条の業務監査を実施するため、業務監査委員会を設置するものとする。

2 業務監査委員会は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保険・福祉関係者、当事者団体等の第三者委員を加えるものとし、第三者委員の構成割合は2分の1以上とする。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 ばあとなあ兵庫の運営に必要な事務を処理するため、本会事務局にはばあとなあ兵庫事務局を置く。

第6章 全体会議及び登録者交流会

(ばあとなあ全体会議)

第13条 運営委員長は、年1回、本会の事業年度終了後3ヶ月以内に名簿登録者を

招集し会議（以下「全体会議」という。）を開催しなければならない。

2 全体会議は、運営委員長の承認及びばあとなあ兵庫の運営等についての報告・意見交換並びに名簿登録者の交流を行うことをその目的とする。

3 全体会議に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（ばあとなあ登録者交流会）

第14条 運営委員長は、名簿登録者を招集し、円滑に成年後見活動をすすめるための交流会（以下「ばあとなあ登録者交流会」という。）を開催することができる。

2 ばあとなあ登録者交流会は、支部エリア別に開催する。

3 ばあとなあ登録者交流会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

第7章 苦情対応

（苦情対応）

第15条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申立の手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規定に基づいて実施する。

第8章 雑則

（委任）

第16条 この規程に定めるものの他、ばあとなあ兵庫の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（改廃）

第17条 この規程の改廃は運営委員会の議決により決し、本会理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は2008年12月20日から施行する。

監査委員会は、当分の間、本会理事会をもってあてる。

2 この規程は2011年6月26日から施行する。

監査委員会は、当分の間、本会理事会をもってあてる。

3 この規程は2013年4月1日から施行する。

4 この規程は2018年12月15日から施行する。